

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 5 年 11 月 24 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の開示を請求した。

- (1) 教育長の宿泊を伴う出張に係る旅費交通費、宿泊費に関する文書（就任時から直近分まで）（以下「本件請求文書 1」といい、本件請求文書 1 に係る請求を「本件請求 1」という。）
- (2) 教育長の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年 8 月～10 月分）（以下「本件請求文書 2」といい、本件請求文書 2 に係る請求を「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 を総称して「本件請求」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 8 条第 3 項の規定により、令和 5 年 12 月 11 日付けで決定期間の延長を行い、その後、本件請求 1 に対し、行政文書部分開示決定を行い、令和 6 年 1 月 23 日付けで審査請求人に通知した。

また、実施機関は、本件請求 2 に対し、124 件の文書を特定して行政文書開示決定を行うとともに、次の 6 件の文書を含む 515 件の文書を特定して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という）を行い、それぞれ令和 6 年 3 月 29 日付けで審査請求人に通知した。

- (1) ○○の要望概要送付について（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 【報告】行政措置の実施状況（令和 5 年 9 月 13 日）（以下「本件対象文書 2」という。）

- (3) 【共有】知事・議長会談の会談要旨送付について（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 【0928 情報共有】〇〇議員の質問対応（学校図書館リニューアル）（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 【1002 情報共有】〇〇議員の質問対応②（学校図書館リニューアル）（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 【1025 情報共有】〇〇議員の質問対応（学校図書館リニューアル）（以下「本件対象文書6」といい、本件対象文書1から本件対象文書6までを総称して「本件対象文書」という。）

3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年6月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 本件処分の変更

実施機関は、本件処分を変更し、令和6年10月28日付けで審査請求人に通知した（以下、変更後の処分を「本件変更後処分」という。）。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、一部の処分を取り消し、開示を求める。審査請求人が不開示の取消しを求める部分については、「審査請求の理由」で具体的に述べる。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件対象文書1

広島県議会の各会派（以下、単に「各会派」という。）から知事への「要

望の内容」は開示されるべきである。県民からの要望等を意見集約した各会派の総意・提言を全部不開示にする条例上の合理性を欠いている。なお、当日出席した議員が自身のブログで要望の内容を公表している。

イ 本件対象文書 2

実施機関では、従来は不開示だった内部処分（行政措置）の情報開示請求に対し、現在は原則開示の方針に転じており、行政措置の事案概要の全部が不開示となるケースはほぼない。したがって、行政措置（訓告）に至った「事案概要」は、開示されるべきである。

ウ 本件対象文書 3

当該公用メールの添付文書の「知事・議長会談の意見交換要旨」の箇所が全部不開示であるが、広島県議会議長の公式議長ブログの2023年9月11日付け「9月11日（月曜日）議長・知事会談を開催しました。」記事では、知事に対して物価高騰対策、国内外からの誘客促進や県産品の販路拡大などの取組、高度医療・人材育成拠点構想の計画の具体化等の要請を行ったことを記載している。「知事・議長会談の意見交換の要旨（内容）」の原則開示は、県政の透明化及び有権者にもメリットがあることから、特定の秘匿情報を除き原則開示するべきである。なお、「知事・議長会談コメント（案）」の不開示決定は容認する。

エ 本件対象文書 4、本件対象文書 5 及び本件対象文書 6

本件対象文書 4、5 及び 6 の公用メールでは、学校図書館リニューアル事業に係る議員への一般的な説明内容が開示されており、質疑応答の内容が条例上保護すべき情報ではないことが示されている。また、議員及び職員も公務であることが認められる。したがって、各公用メールの「議員の氏名」は条例上秘匿すべき情報には該当せず、開示するべきである。

(2) 反論書

ア 本件対象文書 1

(ア) 条例第10条第5号の該当性

各会派の要望は、予算等の都合上、全ての要望が採用される訳ではないことは、大半の市民は十分承知しており、要望の段階という前提

が確立されていることから、実施機関が主張する誤解、混乱、筋違いの批判の発生は、相当程度抑止できると考える。

また、要望から既に一定期間が経過しており、要望が決定された事例もあると考えられるが、仮に実施機関の主張が採用された場合、前例を踏襲することにより、3年後に同様の開示請求をした場合でも全面不開示であると考えられる。

(イ) 条例第10条第6号の該当性

各会派の要望書の提出は、ほぼ定期的なものであり、一般的なニュースとして一定の概要が報道されているはずである。また、会派の中には、県に提出した要望書の全文及び要望に対する回答全文を当該会派のホームページ上で公開している会派もある。また、議員個人のブログ等で要望の概要を公開しているケースもあり、各会派が一致して開示に反対という合意形成は困難と考える。また、実施機関の「執行機関に対する要望等を躊躇する」という要望する権利を侵害する旨の主張は、実際に発生するとは考え難く、法的保護に値する蓋然性が必ずしもあるとはいえない。したがって、部分的に開示できる余地があると考ええる。

イ 本件対象文書3

(ア) 条例第10条第5号の該当性

知事・議長会談自体は前年度に開催されており、一定期間が経過しており、基本的に県に対する要望の場という前提があるため、実際には誤解、混乱、筋違いの批判等は相当程度抑止できる。また、検討段階の未確定の情報以外の情報の記載もある場合が想定できることから、開示できる余地があると考ええる。

(イ) 条例第10条第6号の該当性

知事・議長会談自体は、象徴的な意味合いがあるが、議長側から意見照会として述べる場合、理解を示すことができるが、要望の概要の内容は公式議長ブログの記事のとおり、従来議会等で議論されてきた一般的なものである。あくまで要望の段階という前提は確立されているものであり、法的保護に値する蓋然性があるとまではいえない。

ウ 本件対象文書 4、本件対象文書 5 及び本件対象文書 6

条例第10条第6号の該当性

地方議会議員は地方公務員法に規定する特別職の公務員であり、公用メールの内容を踏まえると、双方とも「公務」に該当すると見受けられる。しかしながら、当該公用メールでの質問の内容等が条例上の秘匿情報に該当する可能性がある場合は、「議員の氏名」の不開示は容認されるべきものであると審査請求人は考える。今回の場合、質問の対応状況は開示されており、内容も一般的なものであると見受けられる。したがって、議員の個別の質問の内容が条例上秘匿しなければならない部分がない限り、「議員の氏名」は開示しても差し支えないものと考え。また、実施機関の「執行機関に対する質問等を躊躇するなど、当該議員の議員活動を萎縮させ、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなる。」という主張は、当該議員に意見照会した結果の回答の場合なら一定の理解を示せるが、実際には当該議員に意見照会はしておらず、実施機関側が議員活動の侵害にあたり強く主張するのは一面的であり違和感がある。仮に実施機関の主張が採用された場合、有権者に選出された議員の氏名は、以後、実施機関に対する質問の内容に関わらず一律で不開示となり得る基準・前例となる。一方、有権者の立場に配慮すると、質問の内容及び議員の氏名を開示した場合、個々の議員の活動がより分かりやすくなる利点があり、必ずしも法的保護に値する蓋然性があるとまではいえない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求について

審査請求人は、当委員会に対し、令和5年11月24日付けで、本件請求を行った。当委員会は、本件請求のうち、本件請求2について、計639件の対象文書を特定し、審査請求人に対し、令和6年3月29日付けで、行政文書開示決定（広教委総第50020号）及び本件処分（広教委総第50021号）を行い、審査

請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分の一部に対し不服があるとして、本件審査請求を行った。

当委員会は、本件審査請求を踏まえ、検討し直したところ、本件審査請求の一部には理由があると認められたことから、本件対象文書2について、令和6年10月28日付で本件処分を本件変更後処分に変更したものである。

2 本件開示請求について本件処分をした具体的な理由

(1) 条例及び広島県情報公開条例の解釈運用規準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）

ア 条例第10条第5号

(ア) 条例第10条第5号は、不開示とする情報として、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を掲げている。

(イ) 解釈運用基準

a 解釈運用基準では、「県の機関」について、「県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、県の附属機関も含むものである。」としている。

b 「審議、検討、協議、調査研究等に関する情報」について、「各機関の内部又は相互間における会議、打合せ、意見交換、意見調整、相談など、審議、検討、協議、調査研究等の名称が用いられていないものも含まれる。」としている。

イ 条例第10条第6号

(ア) 条例第10条第6号は、不開示とする情報として、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方

公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げ、同号イないしホに、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙している。

(イ) 解釈運用基準

- a 解釈運用基準では、「県の機関」について、「県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、県の附属機関も含むものである。」としている。
- b また、条例第10条第6号の対象となるものについて、「公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして本号イからホまでに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものである。したがって、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号の対象となるものである。」としている。
- c さらに、条例第10条第6号にいう「支障の程度について、「単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。」とし、また、「おそれ」の程度についても、「抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。」としている。

(2) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1は、令和5年8月23日付けで教育長が当委員会事務局の職員から情報共有のために受信した組織管理メールであり、その内容として各会派からの要望概要が記載されている。

当委員会は、本件対象文書1のうち、「要望の内容等」を条例第10条第5号及び第6号に該当するものとし、また「職員の個人メールアドレス

の@より前の部分、公用携帯電話番号」を条例第10条第6号に該当するものとして不開示と判断した。

イ アの「要望の内容等」について、当委員会は、次のとおり判断した。

(ア) 議会の各会派が執行機関に対して行う要望活動は、必ずしも一般に公開されることを前提として行われるとは限られず、各会派において、地域の課題や県民のニーズの中から、特に必要であると思われる事項を選択し、組織として決定した意見や提案を執行機関に対して行うものであると考えられ、予算編成権をもたない議会において、要望事項を予算案に取り入れてもらうよう行う活動の一つである。議会と執行機関が意見交換を行い、予算案を形成する機会であるため、開示可否の決定に当たっては、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、こうした議会運営の適正な遂行への支障の有無を十分に考慮すべきものである。

(イ) 条例第10条第5号の該当性について

本件対象文書について、「要望の内容等」が開示された場合、検討段階の未確定の情報であるため、この内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解され、県民との間に混乱を生じさせるおそれ、また、終局的意思決定に対する誤解や筋違いの批判等を招き、ひいては途中経過における自由かつ率直な意見交換等が妨げられたりするおそれがあると認められる。

したがって、条例第10条第5号に該当する。

(ウ) 条例第10条第6号の該当性について

本件対象文書について、「要望の内容等」が開示された場合、検討段階の未確定の情報であるため、この内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解されるおそれがある。また、執行機関に対する要望等を躊躇するなど、議会と執行機関の意見交換の場が阻害され、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなる。このため、「要望の内容等」の開示は、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「要望の内容等」を開示することによる議会運営に及ぼ

す「支障」の程度は、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があるといえるため、条例第10条第6号に該当する。

(エ) この点、審査請求人は、「県民からの要望等を意見集約した各会派の総意・提言を全部不開示にする条例上の合理性を欠いている。なお、当日、出席した議員が自身のブログで要望の内容を公表している。」と主張する。

しかしながら、(2)のイの(イ)及び(ウ)のとおり、「要望の内容等」を不開示にする決定は、条例上の合理性を欠いてはいない。

なお、ブログに掲載されている内容は、本件対象文書に記載された各会派からの要望概要とは無関係である。

ウ なお、アの「職員の個人メールアドレスの@より前の部分、公用携帯電話番号」に係る不開示の判断については、本件審査請求書の別紙の2の(1)のとおり、本件審査請求の対象外である。

(3) 本件対象文書3について

ア 本件対象文書3は、令和5年9月14日付けで教育長が当委員会事務局の職員から情報共有のために受信した組織管理メールであり、その内容として知事・議場（原文ママ）会談の会談要旨が記載されている。

当委員会は、本件対象文書3のうち、「知事・議長会談の内容等」を条例第10条第5号及び第6号に該当するものとし、また、職員の公用携帯電話番号、職員の個人メールアドレスの@より前の部分」を条例第10条第6号に該当するものとして不開示と判断した。

イ アの「知事・議長会談の内容等」について、当委員会は、次のとおり判断した。

(ア) 知事・議長会談は、本会議に先立って議員と執行機関において、予算案や県政の課題等について、意見交換を行うものであり、意見交換を通じ議員と執行機関の相互理解を深め、本会議における審議を充実させることを目的として行われており、必ずしも一般に公開されることを前提として行われるとは限られない。このため、開示可否の決定に当たっては、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、こうした議会

運営の適正な遂行への支障の有無を十分に考慮すべきものである。

(イ) 条例第10条第5号の該当性について

本件対象文書について、「知事・議長会談の内容等」が開示された場合、検討段階の未確定の情報であるため、この内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解され、県民との間に混乱を生じさせるおそれがある。また、終局的意思決定に対する誤解や筋違いの批判等を招き、ひいては途中経過における自由かつ率直な意見交換等が妨げられたりするおそれがあると認められる。

したがって、条例第10条第5号に該当する。

(ウ) 条例第10条第6号の該当性について

本件対象文書について、「知事・議長会談の内容等」が開示された場合、検討段階の未確定の情報であるため、この内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解されるおそれがある。また、執行機関に対する意見等を躊躇するなど、本会議における審議の充実が妨げられることとなる。このため「知事・議長会談の内容等」の開示は、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「知事・議長会談の内容等」を開示することによる議会運営に及ぼす「支障」の程度は、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があるといえるため、条例第10条第6号に該当する。

(エ) この点、審査請求人は、「広島県議会議長の公式議長ブログの2023年

9月11日付け「9月11日（月曜日）議長・知事会談を開催しました。」記事では、知事に対して物価高騰対策、国内外からの誘客促進や県産品の販路拡大などの取組、高度医療・人材育成拠点構想の計画の具体化等の要請を行ったことを記載している。「知事・議長会談の意見交換の要旨（内容）」の原則開示は、県政の透明化及び有権者にもメリットがあることから、特定の秘匿情報を除き原則開示すべきである。」と主張する。

しかしながら、広島県議会議長の公式議長ブログに記載されている内容は、本件対象文書の内容をそのまま記載したものではなく、議長

確認のうえ、必要な調整・修正を加えて記載されたものであり、また(3)のイの(イ)及び(ウ)のとおり、条例上の合理性を欠いていない。

ウ なお、アの「知事・議長会談の内容等」のうち、「令和5年9月 知事・議長会談コメント(案)」及び「職員の個人メールアドレスの@より前の部分、公用携帯電話番号」に係る不開示の判断については、本件審査請求書の別紙の2の(3)のとおり本件審査請求の対象外である。

(4) 本件対象文書4、5及び6について

ア 本件対象文書4、5及び6は、令和5年9月28日、令和5年10月2日及び令和5年10月25日付けで教育長が当委員会事務局の職員から報告のために受信した組織管理メールであり、その内容として議員からの質問及び議員に対する回答が記載されている。

当委員会は、本件対象文書のうち、「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」及び「議員の氏名等」を条例第10条第6号に該当するものとして不開示と判断した。

イ アの「議員の氏名等」について、当委員会は、次のとおり判断した。

(ア) 議員が公開された本会議及び委員会以外の場において執行機関に対して個別に行う質問は、必ずしも一般に公開されることを前提として行われるとは限られず、議員の様々な動機及び目的に基づき行われる議員活動に係る情報収集の一環であると考えられ、その後の新たな議員活動が行われる契機となるものである。このため、開示可否の決定に当たっては、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、こうした議員活動の適正な遂行への支障の有無を十分に考慮すべきものである。

本件対象文書4、5及び6について、質問を行った「議員の氏名等」が開示された場合、当該議員の議員活動(質問)が直ちに公となり、その後の議員活動も推測等がされる結果、当該議員の時宜に即した議員活動が阻害されるおそれがある。また、執行機関に対する質問等を躊躇するなど、当該議員の議員活動を萎縮させ、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなる。このため、「議員の氏名等」の開示は、当該議員の適正な議員活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認

められる。

一方で、質問内容は、学校図書館リニューアルについての事実確認であり、当該議員の匿名性が確保されるのであれば、開示を行っても上述のような議員活動の遂行への支障までは生じないものと考え、開示請求者の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重し、不開示部分を最小限にするため、当委員会は、「議員の氏名等」のみを不開示としたものである。

したがって、「議員の氏名等」を開示することによる議員の議会活動に及ぼす「支障」の程度は、実質的なものであるといえ、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があるといえるため、条例第10条第6号に該当する。

(イ) この点、審査請求人は、「議員及び職員も公務であることが認められる。したがって、各公用メールの「議員の氏名」は条例上秘匿すべき情報には該当せず、開示するべきである。」と主張する。

しかしながら、(4)のイの(ア)のとおり、条例上の合理性を欠いていない。

ウ なお、アの「職員の個人メールアドレスの@より前の部分」に係る不開示の判断については、本件審査請求書の別紙の2の(4)、(5)及び(6)のとおり、本件審査請求の対象外である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

(1) 本件請求2について

本件請求2は、教育長の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（令和5年8月から令和5年10月まで）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求2に対して、合計639件の文書を特定して、行政文書開示決定及び本件処分を行った。

(2) 本件対象文書について

審査請求人は、本件処分により開示された文書のうち、本件対象文書1から本件対象文書6までの6件について、開示を求める部分として、審査請求書において次のとおり主張している。

ア 別表1の本件対象文書1の項番1の不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）

イ 別表1の本件対象文書2の項番2のうち、「事案概要」の不開示部分（以下「変更前の不開示部分2」という。）

ウ 別表1の本件対象文書3の項番1のうち、「知事・議長会談の意見交換要旨」の不開示部分（以下「本件不開示部分3」という。）

エ 別表1の本件対象文書4の項番2の不開示部分（以下「本件不開示部分4」という。）

オ 別表1の本件対象文書5の項番2の不開示部分（以下「本件不開示部分5」という。）

カ 別表1の本件対象文書6の項番2の不開示部分（以下「本件不開示部分6」といい、本件不開示部分4、本件不開示部分5及び本件不開示部分6を総称して「本件不開示部分4等」という。）

これに対して、実施機関は、審査請求人が開示を求める別表1の各文書の項番の項に応じた不開示理由欄の不開示理由に該当するため、当該不開示部分を不開示としたと主張している。

また、実施機関は、本件変更後処分において、変更前の不開示部分2に係る不開示部分の変更を行っている。

そのため、以下、本件不開示部分1、変更前の本件不開示部分2に係る本件変更後処分による変更後の不開示部分（以下「本件不開示部分2」という。）及び本件不開示部分4等について、検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書1について

ア 本件不開示部分1について

審査請求人は、本件対象文書1の記載のうち各会派から知事への「要望の内容」の不開示決定の不開示理由に不服があるため、要望の内容に

係る処分を取り消し、当該不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分1について検討する。

イ 条例第10条第6号該当性について

審査請求人は、本件不開示部分1は条例第10条第6号の不開示理由に該当せず、開示を求めるとして、前述の第3の2(1)ア及び同(2)アのとおり主張する。

実施機関は、本件不開示部分1について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の2(2)のとおり説明する。

審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件対象文書1は、広島県教育委員会事務局（以下、単に「教育委員会事務局」という。）の職員が、総務局経営企画チーム（以下、単に「経営企画チーム」という。）の職員から受けた各会派の要望概要の送付に係るメールを、教育長及び教育委員会事務局の職員に対して共有のため転送したメールであって、各会派の要望概要は、当該経営企画チームの職員からのメールの添付文書であると認められる。

実施機関は、本件不開示部分1が開示された場合、不開示部分は検討段階の未確定の情報であるため、この内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解されるおそれがあり、また、執行機関に対する要望等を躊躇するなど、議会と執行機関の意見交換の場が阻害され、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなることから、本件不開示部分1の開示は、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件不開示部分1を開示することによる議会運営に及ぼす「支障」の程度は、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があると言えるため、条例第10条第6号に該当すると主張している。

審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件対象文書1の3枚目及び4枚目は「〇〇 会派要望の概要〔□□〕」（「〇〇」は文書の表題における不開示部分。以下本項において同じ。）と題する文書、5枚目から7枚目までは「〇〇 会派要望の概要〔□□〕」と題する文書、8枚目及び9枚目は「〇〇 会派要望の概要〔□□〕」と題する文書であっ

て、不開示とされている「要望の内容」は、各会派の要望概要であって、各文書の表題の一部及び「5 内容」の一部（以下、本項において「内容の不開示部分」という。）が不開示とされており、内容の不開示部分は、各会派の要望事項そのものではなく、要望事項に関しての、出席した各県議会議員の意見、要望に係る執行部の発言等の概要であった。

議会の会派の要望活動は、各会派が知事に対し、会派としての意見や要望を取りまとめて要望を行っているものであって、また、各県議会議員は、地域住民や事業者からの多様な要望や陳情に対応し、優先順位や時勢を考慮しながら活動している。その活動内容や対応状況の公開可否、報告方法などは各会派や議員自身の判断に委ねられている。こうした中で、各会派や議員の意見などの活動内容や対応の状況を公開すると、各会派や議員の活動の自由が制限されたり、住民から不満や疑念が生じたりする可能性があり、また、こうした懸念から各会派や議員が必要な活動を躊躇し、活動が萎縮するおそれもある。

これらのことから、内容の不開示部分については、不開示部分を開示することにより、議会と執行機関の意見交換の場が阻害され、自由な意思の表示又は形成が妨げられることとなり、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、内容の不開示部分は条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

また、上記のとおり、本件不開示部分1は、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められるため、同条第5号の該当性を判断するまでもなく、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件不開示部分2について

審査請求人は、本件対象文書2のうち「事案概要」の不開示決定の不開示理由に不服があるため、「事案概要」に係る処分を取り消し、当該不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分2について検討する。

イ 条例第10条第2号該当性について

実施機関は、本件変更後処分において、本件不開示部分 2 について、条例第10条第 2 号の不開示情報に該当するとしていることから、審査会において、実施機関に対して、本件不開示部分 2 の不開示理由について確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

本件不開示部分 2 は、事案が生起した具体的な場所を示す情報であり、情報の性質上、被害生徒が在籍する学校名が特定され得る情報である。

被害生徒が在籍する学校名が特定され得る情報は、一般人が通常入手し得る他の情報を照合することにより、被害生徒を特定することは困難ではあるが、「事案の生起した場所」以外の事案概要が開示される場合、同じ学校の他の生徒や教職員には個人が特定され得るものであり、また、体罰を受けたという事実は、一般的に被害生徒にとって不名誉な内容であり、当該事実が公になることで被害生徒個人の権利利益を害するおそれがある。

なお、人格形成の途上にある子供に対しては、成長の過程で特別な保護や配慮が必要であるため、子供の権利利益は特に保護しなければならず、情報の開示に当たっては慎重な判断が必要である。

また、「事案の生起した場所」は、被害生徒が在籍する学校名が特定され得る情報であるとともに、行政措置を受けた教職員が在籍する学校名が特定され得る情報でもある。

当該教職員が在籍する学校名が特定され得る情報は、一般人が通常入手し得る他の情報を照合することにより、当該教職員を特定することは困難ではあるが、「事案の生起した場所」以外の事案概要が開示される場合、同じ学校の他の生徒や教職員には個人が特定され得るものである。

職員が行政措置を受けた事実については、職員が懲戒処分を受けた事実と同様に「公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべき」（平成 15 年 11 月 15 日最高裁判所第二小法廷判決）であり、「事案の生起した場所」を公にすることにより、同じ学校の他の生徒や教職員に当該教職員が特定され、当該教職員の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当委員会は、本件対象文書 2 に記載された「事案概要」のうち、「事案の生起した場所」は、「特定の個人を識別することはで

きないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として条例第 10 条第 2 号後段に該当すると判断した。

審査会において本件対象文書 2 を見分したところ、本件対象文書 2 は、教育委員会事務局の職員が、令和 5 年 9 月 13 日付けで施行された行政措置の内容について、教育長及び教育委員会事務局の職員に対して送信したメールであって、本件不開示部分 2 は、当該行政措置に係る事案の生起した場所に関する内容であった。

条例第 10 条第 2 号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」について、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要があるが、本件不開示部分 2 は、特定生徒の被害に関する情報や行政措置を受けた職員に関する情報であって、こうした情報は、個人情報のうちでもプライバシー保護の必要性が特に高いものであり、開示可否の判断においてもその保護の必要性は尊重されるべきものである。

また、行政文書の開示請求が何人においても行うことができることなども踏まえると、本件不開示部分 2 に係る開示可否の判断においては、「他の情報」について、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、当該個人の親近者や同僚、知人、周辺住民等の関係者が容易に入手し得る情報も含まれると考えるのが相当である。

本件不開示部分 2 を開示した場合、実施機関が主張するように、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が行政措置の対象となっている事案を特定し、被害生徒ないしは行政措置を受けた職員が識別される可能性が否定できない。

そのため、本件不開示部分 2 は、条例第 10 条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書 3 について

ア 本件不開示部分 3 について

審査請求人は、本件対象文書 3 のうち「知事・議長会談の意見交換の要旨」の不開示決定に不服があるため、「知事・議長会談の意見交換の要旨」に係る処分を取り消し、当該不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分 3 について検討する。

イ 条例第10条第6号該当性について

審査請求人は、本件不開示部分3は条例第10条第6号の不開示理由に該当せず、開示を求めるとして、前述の第3の2(1)ウ及び同(2)イのとおり主張する。

実施機関は、本件不開示部分3について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の2(3)のとおり説明する。

審査会において本件対象文書3を見分したところ、本件対象文書3は、教育委員会事務局の職員が、経営企画チームの職員から受けた、本件対象文書3の3枚目から5枚目までの「知事・議長会談 意見交換要旨」（以下、単に「意見交換要旨」という。）及び本件対象文書3の6枚目から10枚目までの「令和5年9月 知事・議長会談コメント（案）」の送付に係るメールを、教育長及び教育委員会事務局の職員に対して共有のため転送したメールであって、意見交換要旨及び「令和5年9月 知事・議長会談コメント（案）」は、当該経営企画チームの職員からのメールの添付文書であると認められる。

実施機関は、本件不開示部分3が開示された場合、議員が執行機関に対する意見等を躊躇するなど、本会議における審議の充実が妨げられることとなるため、本件不開示部分3の開示は、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

審査会において本件対象文書3を見分したところ、意見交換要旨は「知事・議長会談 意見交換要旨」と題する文書であり、そのうち不開示とされている部分は、「各会派代表からの次のとおり意見があった。」との記載に続く部分であって、知事・議長それぞれがコメントした後の、出席した各会派代表の県議会議員の意見、要望等に係る発言の概要であった。

知事・議長会談における意見交換において、議会の各会派に所属する県議会議員は、各会派、各県議会議員としての意見や要望について発言しているものである。また、各県議会議員は、地域住民や事業者からの多様な要望や陳情に対応し、優先順位や時勢を考慮しながら活動している。その活動内容や対応状況の公開可否、報告方法などは各会派や議員自身

の判断に委ねられている。こうした中で、各会派や議員の意見などの活動内容や対応の状況を公開すると、各会派や議員の活動の自由が制限されたり、住民から不満や疑念が生じたりする可能性があり、また、こうした懸念から各会派や議員が必要な活動を躊躇し、活動が萎縮するおそれもある。

これらのことから、意見交換要旨の不開示部分については、不開示部分を開示することにより、議会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分3は条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、上記のとおり、本件不開示部分3は、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められるため、同条第5号の該当性を判断するまでもなく、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(4) 本件対象文書4、本件対象文書5及び本件対象文書6について

ア 本件不開示部分4等について

審査請求人は、本件対象文書4、本件対象文書5及び本件対象文書6（以下「本件対象文書4等」という。）の不開示部分のうち「議員の氏名」の不開示決定に不服があるため、不開示部分に係る処分を取り消し、開示することを求めていることから、以下、本件不開示部分4等について検討する。

イ 条例第10条第6号該当性について

審査請求人は、本件不開示部分4等は条例第10条第6号の不開示理由に該当せず、開示を求めるとして、前述の第3の2(1)エ及び同(2)ウのとおり主張する。

実施機関は、本件不開示部分4等について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の2(4)のとおり説明する。

審査会において本件対象文書4等を見分したところ、本件対象文書4等は、それぞれ、教育委員会事務局の職員が、教育長及び教育委員会事務局の職員に対して送信したメールであって、特定の県議会議員からあった質問の内容及びそれに対する回答の内容等が記載されていた。また、本件対象文

書4等のうち、件名及び本文については、県議会議員の氏名及び当該県議会議員に関する情報であって当該県議会議員を特定することができる情報（以下「県議会議員の氏名等」という。）のみが不開示となっており、当該県議会議員からの質問の内容及びそれに対する教育委員会事務局職員の回答の内容等については、すべて開示されている。

このことについて、実施機関は、弁明書において、「質問内容は、学校図書館リニューアルについての事実確認であり、当該議員の匿名性が確保されるのであれば、開示を行っても上述のような議員活動の遂行への支障までは生じないものと考え、開示請求者の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重し、不開示部分を最小限にするため、当委員会は、「議員の氏名等」のみを不開示としたものである」と説明している。

県議会議員は、地域住民や事業者からの多様な要望や陳情に対応し、優先順位や時勢を考慮しながら活動しており、その活動内容や対応の公開可否、報告方法などは議員自身の判断に委ねられている。こうした中で、議員が行政機関に対して行う事実確認や非公開の場での活動内容をすべて公開すると、議員の活動の自由が制限されたり、住民から不満や疑念が生じたりする可能性があり、また、こうした懸念から議員が必要な事実確認を躊躇し、活動が萎縮するおそれもある。

当該県議会議員からの質問の内容及びそれに対する教育委員会事務局職員の回答の内容等に加えて、当該県議会議員の氏名等の開示を行った場合、上記のような時宜に即した議員活動に支障が生じる具体的蓋然性を否定できないと考えられ、本件不開示部分4等を公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分4等は条例第10条第6号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

| 区分 | 項番 | 不開示部分 | 不開示理由 |
|----------|----|----------------------------------|-------------------------|
| 本件対象文書 1 | 1 | 要望の内容等 | 条例第 10 条第 5 号及び第 6 号に該当 |
| | 2 | 職員の個人メールアドレスの@より前の部分、公用携帯電話番号 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| 本件対象文書 2 | 1 | 職員の内心に関する情報 | 条例第 10 条第 2 号に該当 |
| | 2 | 職員の個人メールアドレスの@より前の部分、人事に関する情報 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| 本件対象文書 3 | 1 | 知事・議長会談の内容等 | 条例第 10 条第 5 号及び第 6 号に該当 |
| | 2 | 職員の公用携帯電話番号、職員の個人メールアドレスの@より前の部分 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| 本件対象文書 4 | 1 | 職員の個人メールアドレスの@より前の部分 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| | 2 | 議員の氏名等 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| 本件対象文書 5 | 1 | 職員の個人メールアドレスの@より前の部分 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| | 2 | 議員の氏名等 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| 本件対象文書 6 | 1 | 職員の個人メールアドレスの@より前の部分 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |
| | 2 | 議員の氏名等 | 条例第 10 条第 6 号に該当 |

別記

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|--------------|
| 令和6年12月17日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和7年12月19日 (令和7年度第9回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年1月30日 (令和7年度第10回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年2月27日 (令和7年度第11回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

| | |
|----------------------|----------|
| 片 上 孝 洋 | 広島修道大学教授 |
| 金 谷 信 子 | 広島市立大学教授 |
| 下 宮 憲 二 (部 会 長) | 弁護士 |